

資源回収及びリユースショップのご案内

(エコクラブひまわりの会)

産業環境課 内線276

1階 6番窓口

エコクラブひまわりの会では、毎月1回資源回収とリユースショップを行っています。

資源回収は、新聞、雑誌、雑がみ、ダンボール、古着、毛布、タオルケット(キルト、綿入りは不可)の回収を行っています。

リユースショップは、未使用の不要品などの展示販売を行っています。収益は全額、エコ募金などをおとして、社会に還元しています。

その他に、包丁研ぎ(有料・包丁1本460円から、ハサミ1丁920円から)や、腕時計の電池交換(有料1本600円から)も行っていますので、ご利用ください。

▼日時

- 10月18日(月)
- 11月15日(月)
- 12月20日(月)
- 令和4年1月17日(月)
- 2月21日(月)
- 3月14日(月)
- 午前9時30分～11時30分

▼場所 役場 東車庫

▼問い合わせ 産業環境課

ご利用ください

剪定枝の処理(無料)

産業環境課 内線278

1階 6番窓口

資源ごみ回収拠点(小淵堤外)で剪定枝の回収を行っていますので、ご利用ください。

▼搬入時間 月曜日～金曜日 午前9時～正午

※搬入する当日に産業環境課の窓口で申請が必要です。

(受付：午前8時30分～11時30分)

※搬入許可書は1回に1枚の発行です。

▼搬入することができない日

① 土曜日、日曜日、祝日

② 12月29日(水)～令和4年1月3日(月)

▼搬入の条件

① 町内に住居を有する人が、その住居の敷地内の樹木を自ら剪定して回収拠点へ自ら搬入してください。

② 剪定枝は、直径15cm未満で、長さ60cm未満。木の根・竹・草は不可。1か月に搬入できる量は、軽トラック・乗用車3台分まで、または、1トントラック1台分までです。

③ 剪定業者・造園業者・庭師など業者からの借用車両は不可。

④ 搬入する剪定枝を積載した状態で、産業環境課の窓口に申請にお越しください。職員の確認を受けた後、搬入許可書をお渡ししますので、回収拠点にお持ちください。なお、回収拠点では、搬入許可書は発行しません。

し尿収集手数料を改定します

産業環境課 内線277
1階 6番窓口

令和3年10月収集分よりし尿収集手数料を段階的に改定いたします。なお、加算手数料の改定はありません。

1 令和3年10月収集分～

- 定額制
 - 1世帯 580円→638円
 - 一人増す毎に 190円→209円
- 従量制
 - 18リットル当たり 126円→138円
- 加算手数料
 - 変更なし

2 令和4年10月収集分～

- 定額制
 - 1世帯 638円→696円
 - 一人増す毎に 209円→228円
- 従量制
 - 18リットル当たり 138円→151円
- 加算手数料
 - 変更なし

●定額制(月額)

(単位：円)

1世帯当たり	現在	令和3年10月分～	令和4年10月分～
1人	580	638	696
2人	770	847	924
3人	960	1,056	1,152
4人	1,150	1,265	1,380
5人	1,340	1,474	1,608

●従量制

(単位：円)

18リットル	126	138	151
--------	-----	-----	-----